

# 平成 25 年第 1 回更別村議会定例会会議録(4 日目)

平成 25 年 3 月 18 日

1. 出席及び欠席の議員は別表 1 のとおりである。
2. 会議事件は別表 2 のとおりである。
3. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席したものは別表 3 のとおりである。
4. 本会議の書記は下記の者である。

事務局長 林 光男 書記 佐藤敬貴  
書記 佐藤ちはる

	議 事
議 長	ただいまの出席議員は、8 名であります。 定足数に達しております。 これよりただちに本日の会議を開きます。(10 時 00 分) 本日の議事日程は、あらかじめお手もとに配布したとおりであります。 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により議長において、3 番赤津さん、4 番松橋さんを指名いたします。 それでは、会議を始めます。
議 長	日程第 2、一般行政報告を行います。 一般行政報告は文書で配布されております。 なお、口頭で補足説明を求められておりますので、発言を許します。 岡出村長
村 長	それでは補足説明をさせていただきます。 今回の一般行政報告につきましては、第 5 期更別村農業振興計画の策定についてであります。本計画につきましては、平成 25 年から平成 29 年度までの 5 か年の計画でございまして、この計画につきましては、去る 3 月 13 日に概要の説明をいたしましたところでございます。 その中で一部御意見を賜る中で、農作業安全対策の推進は農作業の事故防止を加えたものでございます。 その他につきましては、ご参照いただきたいと思います。 以上、説明とさせていただきます。
議 長	これで村長からの一般行政報告を終わります。 これから一般行政報告に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
議 長	日程第 3、議案第 21 号、平成 25 年度更別村一般会計予算の件から、日程第 8、議案第 26 号、平成 25 年度更別村公共下水道事業特別会計予算の件までの 6 件を一括議題といたします。

		おはかりいたします。
		議案第 21 号、平成 25 年度更別村一般会計予算の件から、議案第 26 号、平成 25 年度更別村公共下水道事業特別会計予算の件までの 6 件につきましては、本会議での質疑を 3 回までとする会議規則第 55 条の規定を適用しないで、審議を進めたいと思います。
		これにご異議ありませんか。
		(ありませんの声あり)
議	長	異議なしと認めます。
		したがって、議案第 21 号、平成 25 年度更別村一般会計予算の件から、議案第 26 号、平成 25 年度更別村公共下水道事業特別会計予算の件までの 6 件につきましては、会議規則第 55 条の規定を適用しないで、審議を進めることに決定しました。
		14 日に引き続き、審議を続けます。
		一般会計歳入予算の質疑に入ります。
		歳入も、款毎に進めます。
		款 1、村税に入ります。
		補足説明を求めます。
		吉本総務課長
総務課長	議	(款 1、村税について、補足説明を行った。)
		款 1、村税の説明が終わりました。
		質疑の発言を許します。
		(ありませんの声あり)
議	長	これで款 1、村税を終わります。
議	長	款 2、地方譲与税、款 3、利子割交付金、款 4、配当割交付金、款 5、株式等譲渡所得割交付金、款 6、地方消費税交付金、款 7、自動車取得税交付金、款 8、地方特例交付金に入ります。
		一括して補足説明を求めます。
		吉本総務課長
総務課長	議	(款 2、地方譲与税から款 8、地方特例交付金について、補足説明を行った。)
		款 2、地方譲与税から、款 8、地方特例交付金までの説明が終わりました。
		一括して質疑の発言を許します。
		(ありませんの声あり)
議	長	これで款 2、地方譲与税から款 8、地方特例交付金までを終わります。
議	長	款 9、地方交付税、款 10、交通安全対策特別交付金の質疑に入ります。
		補足説明を求めます。
		吉本総務課長
総務課長	議	(款 9、地方交付税、款 10、交通安全対策特別交付金について補足説明を行った。)
		説明が終わりました。
		質疑の発言を許します。
		4 番 松橋さん

4 番松橋議員

地方交付税が前年よりプラスに見てはいるのですけれども、ちょっと心配なことというか、実は国の方で人件費相当額、7.8%下げなければ交付金もその分減らすというお話が来ているのですけれども、その辺のお話というのは考えているのかお聞きしたいと思います。

議 長  
総務課長

吉本総務課長

総務省からの通知では、国は昨年4月から国の給与を平均7.8%削減するというのを2年間に限り特別法で実施しています。地方につきましても、最低でも7月から来年3月の9か月間、削減して下さいという通知は来ています。それで地方が人件費の削減をしようとしまいと普通交付税について減額するということは言われています。それでうちの収入が市町村によって様々ですけれども普通交付税で基準財政需要額が減るということは交付金の額も減るということとございます。歳出でそれに見合った分を人件費の減額をやれば収入も減るけれども支出も減るから、やってもやらなくても都道府県、市町村の交付税は減額しますということで、それがいくらになるかはわかりませんが、震災の復興財源に充てるということをおっしゃっています。

既に実際にやっている市町村も結構全国ではありますし、それ以前から独自の削減というのをやっているところもございます。そこにつきましては、国のレベル以上だったらやらなくても良いよということになっております。

議 長  
4 番松橋議員

4 番 松橋さん

更別村としては、それを見込んで歳出をおさえているからという考えでいいのですか。

議 長  
総務課長

吉本総務課長

歳出の人件費につきましては、7.8%減額した予算は組んでおりません。ほぼ命令みたいな口調で総務省は言っていますけれども、やるかやらないかはこれからになるかと思えます。

議 長  
3 番赤津議員

3 番 赤津さん

交付税のこととお聞きします。一部留保について、去年の予算に対して率はどの位になっているのですか。

議 長  
総務課長

吉本総務課長

担当の方でおさえているのは額で言いますと60,000千円程度が留保財源ということですが、24年度につきましても想定していた額より100,000千円以上も多かったということもありますので、積算が正しいかどうかというのは、これからでないかわからない面もありまして、現在積算した普通交付税の総額と予算計上した額との差が60,000千円、まだ留保されているということとございます。

議 長  
3 番赤津議員

3 番 赤津さん

いわゆる補正財源なのだから、こんなものでは全然ここ3年間位見ていると24年度の最終的な交付税の補正を見ても20億円以上でしょ。去年は交付税が3億円くらいです。その率からいったら普通交付税で18億円だから、その差というものは、かなりあるからもうちょっと当初予算は多少見

でも良いのではないかなと思います。シビアなしっかりしている予算だから最低限で組むのは当然だと思いますが、過去3年から見ればちょっと少ないような気がします。この間の説明では20%というのは何の数字の説明だったかな。

議長 答弁調整のため暫時休憩いたします。 (10時25分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。 (10時27分)

三好副村長

副村長 今年の予算につきましては、おおまかに言いますと25年度の予算につきましては本年度の交付税の実績見込、2,198,116千円に対しまして、約85%をかけて1,860,069千円となっているところでございます。先程総務課長から60,000千円程の留保財源がありますということでご説明させていただきましたけれども、それから公務員の給与の削減分ということで基準財政需要額の1.1%分が現在のところ減額が予定されているところでございます。そんな中で今後交付税の算定基準が示されますけれども、ある程度の余裕を持った中で確実かつ安全なところで今回の1,860,069千円ということでございます。

議長 3番 赤津さん

3番赤津議員 もう少し予算の額を高く見ても実績からいったら心配ないのではないかな、それだけ予算枠が増えるから、仕事も出来るのではないだろうかということ言うのです。今年だって20億円以上になりますよ。去年の実績が23億円だから3年間ずっと20何億円になっているのだから。予算だけはいつも18億円くらいになっているから、もう少しアップしても良いのではないだろうかという意味なので、それを理解してもらえれば良いです。

議長 三好副村長

副村長 普通交付税をおさえて事業をおさえているという考え方ではなくて、これ以外に村有林野基金、農業振興基金、公共施設の整備基金も繰り入れして事業を積極的に進めていっているということでございます合わせまして過疎対策事業債等も4億円程見て事業は積極的に進めていくということで予算化をしてございます。

議長 他にありませんか。

(ありませんの声あり)

議長 これで款9、地方交付税、款10、交通安全対策特別交付金を終わります。

議長 款11、分担金及び負担金、款12、使用料及び手数料に入ります。

一括して補足説明を求めます。

吉本総務課長

総務課長 (款11、分担金及び負担金、款12、使用料及び手数料について、補足説明を行った。)

議長 款11、分担金及び負担金、款12、使用料及び手数料の説明が終わりました。

一括して質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議長 これで款11、分担金及び負担金、款12、使用料及び手数料を終わります。

議 長 款 13 国庫支出金、款 14 道支出金に入ります。  
一括して補足説明を求めます。  
吉本総務課長

総務課長 (款 13 国庫支出金、款 14 道支出金について、補足説明を行った。)  
議 長 款 13、国庫支出金、款 14、道支出金の説明が終わりました。  
一括して質疑の発言を許します。  
(ありませんの声あり)

議 長 これで款 13、国庫支出金、款 14、道支出金を終わります。  
款 15、財産収入、款 16、寄附金、款 17、繰入金、款 18、繰越金、款 19、  
諸収入、款 20、村債に入ります。  
一括して補足説明を求めます。  
吉本総務課長

総務課長 (款 15、財産収入から款 20、村債について、補足説明を行った。)  
議 長 款 15、財産収入から款 20、村債までの説明が終わりました。  
一括して質疑の発言を許します。  
3 番 赤津さん

3 番赤津議員 金利についてお尋ねしたいと思います。  
今は本当に市場金利というのが下がって、まだまだこういう状況でつな  
がっていくと思うのですけれども、基金の運用をこの辺で一回色々見直  
す必要があるのではないかと思います。運営委員会があるのももちろん検  
討はして努力していることは認めるのですが、長い間、果実の運用という  
ことをやっていたのですけれども、本当に果実の運用が出来ないわけなの  
で、この辺で一回統廃合だとか見直しが必要ではないだろうかと思うので  
すが、その辺の考え方を持っているのかお伺いしたいと思います。

議 長 吉本総務課長  
総務課長 23 年度末で 46 億円の基金を持っておりますけれども、ほとんどが 2 年間  
の定期預金に積んで、なお元金が 1 億円を超えると 0.1%の利子を上乘せし  
ていただいております。通常ですと 2 年定期でも 1 億円未満ですと 0.04 だ  
とか、そんな利率なのです。それを 0.14 ということで定期預金して運用し  
ております。今、備荒資金組合にほとんどそこに預ければ利息が何倍にも  
ふくれ上がるというのが事実でございます。町村によっては何十億円もそ  
ちらに預けているところもあるように聞いております運用としてほとんど  
そちらに預けると利息は相当増えるということになりますけれども、ただ  
繰り入れですとか目的を持っておりますので、いざという時に取り崩さな  
ければならない事態が発生することもありますので、地元の指定金融機関  
等に預けて運用をさせていただいているということでございます。有利な  
方法で運用することが条例で掲げられておりますけれども、この 10 年間、  
定期預金も普通預金も変わらないくらい利率が低いということです。

議 長 3 番 赤津さん  
3 番赤津議員 だから金利が低いから、見直しというか例えば基金の一元化という  
かももう少し集約するとか統廃合をすとか、元金の取り崩しを含めた果実  
の運用型から違った方法だとか、そういうような手法と言うのは努力して、

もうひとつ工夫必要ではないかなという考え方を尋ねているわけです。

それから備荒資金の話もわかります。備荒資金はある程度の町村の並びもありますから、更別村だけ突出してやるわけにはいかないの、この辺で基金の考え方が大事な時かなと思って尋ねているわけなのでひとつ検討して運用の仕方を検討していただきたいと思っております。

議長

他にありませんか。

(ありませんの声あり)

議長

これで款 15、財産収入から、款 20、村債までを終わります。

議長

この際、暫時休憩いたします。

午前 11 時 10 分まで休憩いたします。

(11 時 00 分)

議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

(11 時 10 分)

先程、一般会計歳入予算を終わりました。

第 2 表、地方債に入ります。

補足説明を求めます。

吉本総務課長

総務課長

(第 2 表、地方債について補足説明を行った。)

議長

第 2 表、地方債の説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議長

これで第 2 表、地方債を終わります。

ここで 14 日の会議において保留となっておりました久門議員の質疑、家庭用火災報知機の未設置状況に対する答弁について、吉本総務課長より発言を求められましたので、これを許します。

議長

吉本総務課長

総務課長

村内の各戸の火災報知機の設置状況のご質問でございました。対象戸数で 1,216 戸、設置戸数 722 戸、設置率 59.4%でございます。これは平成 23 年 11 月 30 日現在、消防でおさええている数字でございます。

議長

答弁が終わりました。

久門議員、よろしいでしょうか。

5 番 久門さん

5 番久門議員

今、報告をいただきました。かなり数字は古いのですけれども、私どもは 70%位は設置率がなされているものだと思います。これは消防事務組合の報告でもそうだったのですが、24 年度の時の資料なのです。今回もそういうことで、火災報知機を各家庭に付けていただきたいというのは、もちろん組合の方針でもありますから、私もお伺いしたいのですが、これを付けることによって、重大な生命、財産、あるいは貴重な命が奪われるということのないように、各それぞれの構成町村で取り組んでほしいという話してございましたから、それでお伺いをしたのですが、これらについて 25 年度は個別に指導にあたるということでございます。従いまして指導だけであたっても今までもそうなのですが、パンフレットが何回か届いておりますが、数字として本当に効果があったのかどうか、私がここで申し上げたいのは、今、高齢者や災害要援護者のことが一番気になるわけであり

ます。管内においてもそういったことで、それが全てではございませんが火災も発生し、死亡事故も発生しております。従いまして、そういう事故を未然に防ぐという意味においても、ただ火災報知機を設置する。ただパンフレットを配っただけではなかなか設置してくれない。これは義務化が2011年6月1日からされております。それから約2年になるのですが、なかなか設置率が上がっていかないのが実態ではないかと思えます。今後、今年も25年度にはそういうことですから家庭訪問をして村も消防署もピーアールをしていかれると思いますが、その結果を見ながらまたどういう対策をしたらいいのかということも今後の課題として検討していきたいと思っております。これらについて目標は掲げているのですから、また今年、そのピーアールをして指導して、どういう結果が出るのかわからない部分もありますけれども、それらについてどう取り組まれていくのかということをお聞きしたいと思います。

議 長  
副 村 長

三好副村長

先程も説明させていただきましたけれども、平成23年現在で約6割の設置率ということで、その後も時間が経過していますので、もう少し設置率は上がっているのかなと思っているところでございます。これまで平成23年6月1日までに設置するというので、色々なピーアール等を進めてきたところでございます。そんな中で火災になった時に、この報知機は機能が十分に役立つということでございますので、今年は消防で設置されていないところを重点的に訪問させていただきまして、100%の設置に向けて努力していきたいと考えているところでございます。

議 長

この件は、終了しました。

次に、14日の会議において保留となっております、赤津議員の質疑、改善センター図書室の図書購入の状況に対する答弁について、森教育次長より発言を求められましたので、これを許します。

教育次長

森教育次長

図書室の書籍等の購入の状況でありますけれども、現在、村内業者を含めて3業者から書籍の購入を行なっているところでございます。基本的には書籍の購入につきましては定価での購入というのが基本になっているわけでありまして、村内の業者からは基本的に月刊誌等の購入を基本的に行なっているところでございます。

それから帯広市内の書籍店において、現在、定価の5%引きで購入を行っているところであります。平成25年度図書管理システムの電算化を図る上において、現在4万冊程度ある書籍について、全てバーコード等を付けなければならないということもありますので、それらも含めて今後、有利な購入に向けて業者等についても選定をしながら進めていきたいと考えております。

議 長

答弁が終わりました。

3番赤津議員

赤津議員、よろしいですか。

議 長

(了解の声あり)

この件は、終了しました。

一般会計予算について、質疑を進めてまいりましたが、質疑の発言もれがあれば、うけたまわりたいと思います。

発言にあたっては、ページ、項目、事業等を明らかにしていただきます。質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議長 以上で、一般会計予算の質疑を終了いたします。

次に、平成25年度更別村国民健康保険特別会計予算の質疑を行います。事業勘定の歳出について補足説明を求めます。

金曾保健福祉課長  
(国民健康保険特別会計、事業勘定の歳出について補足説明を行った。)

保健福祉課長 議長 事業勘定歳出の説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

6番 堂場さん

6番堂場議員 208ページ、項2保健事業費で691千円となっていますが、説明では699千円と聞こえたのですが、どちらが正しいのか。

議長 保健福祉課長 金曾保健福祉課長

保健福祉課長 失礼いたしました。

議長 691千円でございます。

議長 他にありませんか。

(ありませんの声あり)

議長 これで事業勘定の歳出の質疑を終わります。

事業勘定の歳入について補足説明を求めます。

保健福祉課長 金曾保健福祉課長  
(国民健康保険特別会計、事業勘定の歳入について補足説明を行った。)

議長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議長 これで、事業勘定の歳入の質疑を終わります。

診療施設勘定の歳出について補足説明を求めます。

日崎診療所事務長  
(診療施設勘定の歳出について補足説明を行った。)

診療所事務長 議長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

7番 本多さん

7番本多議員 229ページの医療用薬品費についてお聞きしたいのですが、安くて安心、そして人に優しいというジェネリック医薬品がありますけれども、この薬品費の中に現在それがどれ位使われているのかお伺いしたいと思います。

議長 長 この際、答弁調整のため暫時休憩いたします。(11時52分)

議長 長 休憩前に引き続き会議を開きます。(11時53分)

議長 長 日崎診療所事務長

診療所事務長 ジェネリックは使っておりますが、全体でどの位使っているのかというところまでは、ちょっと把握しておりません。

議 長  
7 番本多議員  
議 長  
診療所事務長  
議 長  
7 番本多議員

7 番 本多さん  
医薬品というのは先生の指示のもとに購入されるのでしょうか。  
日崎診療所事務長  
先生の指示で処方されているものに対しての購入でございます。

議 長  
診療所事務長

7 番 本多さん  
年々、医療費は高額になってきていると思うのですけれども、こういった安くて案心、そして人に優しいという薬品がたくさん出ておられるので、そういった方向に行ってほしいなというふうに思うのですが、これも先生の指示のもとというお話でございますので、これから院外薬局になりますよね。そういった場合においては、これは院外薬局が薬を仕入れると思うのですけれども、それも先生の指示のもとということになるのでしょうか。  
日崎診療所事務長  
一応先生が処方したものを院外薬局に持っていくのですが、薬剤師との相談でジェネリックを使いたいということであれば、診療所の医師に相談して使って良いということになって、それが処方されるという形になると思います。

議 長  
7 番本多議員

7 番 本多さん  
これは本当に患者さんの負担も少なくなると思いますし、医療費が年々高齢化によって上がってきているということもありますので、そういった方向に向けるような体制作りをしていただきたいと思いますのですがどうでしょうか。

議 長  
診療所事務長

日崎診療所事務長  
来年度からの院外処方ということになっておりますので、今年はその方向に向けて庁内でも検討していきたいと思っております。また医師の方もジェネリックを使うという方向で今もやっておりますので、その方向には進んでいくと思います。

議 長  
4 番松橋議員

4 番 松橋さん  
研修費で育成費という説明があったのですけれども、それは契約する時にそういう条件が付いているという理解でいいのですか。研修費として村が負担するという理解でいいのですか。

議 長  
診療所事務長

日崎診療所事務長  
今年度の 3,670 千円の増額につきましては、医師の給料分としまして昇給分、あとは山田所長の役員報酬等が増額となったものでございます。医師及び研修医育成協力費というものは当初から入っているものでございます。

議 長  
4 番松橋議員  
議 長  
診療所事務長  
議 長

4 番 松橋さん  
要するに報酬が上がったという理解でいいですね。  
日崎診療所事務長  
そうです。  
他にありませんか。

議 長

(ありませんの声あり)  
これで、診療施設勘定の歳出を終わります。

議 長	ここで、昼食のため午後 13 時 30 分まで休憩いたします。	(11 時 58 分)
議 長	休憩前に引き続き会議を開きます。	(13 時 30 分)
診療所事務長	診療施設勘定の歳入について補足説明を求めます。	
議 長	日崎診療所事務長 (診療施設勘定の歳入について補足説明を行った。)	
議 長	説明が終わりました。	
5 番久門議員	質疑の発言を許します。 5 番 久門さん	
5 番久門議員	217 ページ、診療収入が今年も大幅に約 10,000 千円近くの収入増を見込んでおられます。この中身については、今説明を受けまして、1 つには入院収入の増、それから外来収入、それからその他収入の 3 点に分かれるかと思うのですが、特に先程、事務長から説明がありましたように、今年新たに広尾町で小児科医院が閉院になりまして、その後を更別診療所が業務を受託するというお話ですが、診療収入は、ここ 3 年間大変伸びておりますが、北海道家庭医療学センターに払う金額はそんなに増えていないのです。そして体制も医師 4 名、プラス理学療法士、5 名の予算で契約されているかと思うのですが、色々な収入は増えているのですが、一方では業務も多様化してきて地域の医療に貢献されていることは非常に喜ばしいことだし、このことを私は否定するものでもありませんが、そのことによって更別村の先生方の負担と言うか勤務が厳しくなるのではないのかなと思って逆に私は心配をしているところです。その辺の体制は心配ないのでしょうか。	
議 長	日崎診療所事務長	
診療所事務長	医師 4 名の中で時間外診療もしていただいておりますし、先生方は大変なのでございますが、今回、広尾町の乳幼児健診を受託したのも先生が地域医療の南十勝の医療の連携ということでお受けしているところでございますので、先生に無理に頼んでいるわけではございませんので、その辺は大丈夫ではないかというふうに思っております。	
議 長	5 番 久門さん	
5 番久門議員	そここのところが無理なければ私は本当に喜ばしいことだと思っておりますが、その辺については村もある程度、配慮しながら業務の委託を検討されて今後とも勤務体制に無理のないように進めていただければと思います。	
議 長	2 番 高橋さん	
2 番高橋議員	221 ページの事業勘定繰入金、へき地診療所分ということでお金は 59 千円減額となっておりますが、この減少した理由がどういうことなのか。	
議 長	日崎診療所事務長	
診療所事務長	へき地診療所分としての交付金でございますが、この計算方法なのですが、診療日数によって金額が決まるもので、24 年 1 月から 12 月までの日数が 246 日で 25 年 1 月から 12 月が 243 日と 3 日減っておりますので、その分の減でございます。	
議 長	2 番 高橋さん	
2 番高橋議員	今年も診療収入が増えている予算にはなっていて、診療日数が 3 日程減	

議長  
診療所事務長

というのは、わからないのですけれども。

日崎診療所事務長

診療日数の考え方は通常の平日、月曜日から金曜日までというのを診療するというふうに帳簿しておりますので、その日数でございます。時間外は急患は受け付けておりますので、診療収入は減らない考えでおります。

議長  
6番堂場議員

6番 堂場さん

219 ページの使用料の中に自動車使用料 20 千円となっているのですが、わからないのでどう意味なのか教えて下さい。

議長  
診療所事務長

日崎診療所事務長

往診とか訪問診療に役場の公用車を使って医師が診療に行っております。診療報酬の中で自動車の使用料につきましては実費ということになっておりまして、その分が 23 年度の使用料審議会で上げさせていただいて、この自動車使用料というものが出来ております。

議長  
6番堂場議員

6番 堂場さん

医師に車を貸して、貸賃をもらったということで理解していいのですか。

議長  
診療所事務長

日崎診療所事務長

違います。先生が往診するのに係る費用経費といひまして、通常は公用車がなければタクシー等で行くと思ひます。その時はそれは患者の実費ということで、うちは公用車がありますので、その分を実費として村内は 1 回 200 円ということでもらっております。

議長  
6番堂場議員

6番 堂場さん

往診料とは別ですか。

議長  
診療所事務長

日崎診療所事務長

そうです。

往診料は往診料の診療代でありまして、車のガソリン代が診療報酬の中では患者負担実費ということになっております。

議長

他にありませんか。

(ありませんの声あり)

議長  
議長

これで診療施設勘定の歳入を終わります。

以上で、国民健康保険特別会計予算の質疑を終了いたします。

次に、平成 25 年度更別村後期高齢者医療事業特別会計予算の質疑を行います。

歳入・歳出一括して補足説明を求めます。

金曾保健福祉課長

保健福祉課長  
議長

(後期高齢者医療事業特別会計、歳入・歳出について補足説明を行った。)

後期高齢者医療事業特別会計予算の説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議長  
議長

これで、後期高齢者医療事業特別会計予算の質疑を終了いたします。

次に、平成 25 年度更別村介護保険事業特別会計予算の質疑を行います。

事業勘定の歳入・歳出及びサービス事業勘定の歳入・歳出一括して補足説明を求めます。

保健福祉課長 議 長	<p>金曾保健福祉課長 (介護保険事業特別会計、歳入・歳出について補足説明を行った。) 介護保険事業特別会計予算の説明が終わりました。 質疑の発言を許します。</p>
4 番松橋議員 議 長 保健福祉課長	<p>4 番 松橋さん 270 ページ、南十勝介護認定審査会負担金の中身について、どういう組織で、どういう負担割合なのか説明をお願いします。</p>
	<p>金曾保健福祉課長 介護認定審査会につきましては、介護保険事業の介護保険の給付をサービスするにあたり、介護度の認定を行う審査会でございます。こちらは平成 12 年のスタート時から設置されておりまして、現在は南十勝の 4 町村で共同で運営しております。費用割合につきましては、かかる費用につきまして均等割りを 50%、人口割を 50%というふうに見てございます。委員につきましては 10 名の委員さんがおられまして、更別村からは 2 名の委員さんに依頼しているところでございます。なお、介護認定審査会につきましては年間 36 回開催しているところでございまして、具体的な会議につきましては、それぞれ町村にテレビ電話を置きまして、それぞれ町村の委員さんがテレビ電話の前に座っていただいて審査会を行なっているという状況でございます。</p>
議 長 4 番松橋議員	<p>4 番 松橋さん その審査会で全て決定していると理解しているのですか。 委員さんは医者ですか。</p>
議 長 保健福祉課長	<p>金曾保健福祉課長 介護認定の程度区分の認定につきましては、この審査会で全て決まるということになっております。 また審査会の委員さんにつきましては、医師も含んでおりますし、保健師さんとか、そういった福祉、介護と医療的にも精通した方 10 名で構成されているところでございます。</p>
議 長	<p>他にありませんか。 (ありませんの声あり)</p>
議 長 議 長	<p>これで介護保険事業特別会計予算の質疑を終了いたします。 次に、平成 25 年度更別村簡易水道事業特別会計予算の質疑を行います。 歳入・歳出一括して補足説明を求めます。</p>
建設水道課長 議 長	<p>三品建設水道課長 (簡易水道事業特別会計、歳入・歳出について補足説明を行った。) 簡易水道事業特別会計予算の説明が終わりました。 質疑の発言を許します。</p>
7 番本多議員	<p>7 番 本多さん 294 ページの新たに委託されるという水道施設漏水調査業務委託というのは今まではなかったということですか。</p>
議 長 建設水道課長	<p>三品建設水道課長 漏水調査ですけれども、今までは漏水はあったのですけれども、年々漏</p>

水量が増えてきたということで今回、南更別から更別市街地、それからその他の部分を調査いたしまして、有収率を上げたいということで、今回漏水調査を見させていただきました。

議 長  
7 番本多議員

7 番 本多さん  
これからも毎年こういう形で委託していくということによろしいでしょうか。

議 長  
建設水道課長

三品建設水道課長  
今回新たに 1 回見て、ある程度、漏水量がおさえられたら、当分の間は見ないでいきたいなと思っております。

議 長

他にありませんか。

(ありませんの声あり)

議 長  
議 長

これで簡易水道事業特別会計予算の質疑を終了いたします。  
次に、平成 25 年度更別村公共下水道事業特別会計予算の質疑を行います。  
歳入・歳出一括して補足説明を求めます。

建設水道課長  
議 長

三品建設水道課長  
(公共下水道事業特別会計、歳入・歳出について補足説明を行った。)  
公共下水道事業特別会計予算の説明が終わりました。  
質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議 長  
議 長

これで公共下水道事業特別会計予算の質疑を終了いたします。  
この際、暫時休憩いたします。

午後 14 時 40 分まで休憩いたします。(14 時 25 分)

議 長  
議 長

休憩前に引き続き会議を開きます。(14 時 40 分)  
議案第 21 号、平成 25 年度更別村一般会計予算の件について討論を行います。

討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議 長

これで討論を終了いたします。  
これから採決を行います。  
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長

議案第 22 号、平成 25 年度更別村国民健康保険特別会計予算の件について討論を行います。

討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議 長

これで討論を終了いたします。  
これから採決を行います。  
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。

議 長 したがって、本案は原案のとおり可決されました。  
 議案第 23 号、平成 25 年度更別村後期高齢者医療事業特別会計予算の件  
 について討論を行います。  
 討論の発言を許します。  
 (原案賛成の声あり)

議 長 これで討論を終了いたします。  
 これから採決を行います。  
 本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
 (異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。  
 したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 議案第 24 号、平成 25 年度更別村介護保険事業特別会計予算の件につい  
 て討論を行います。  
 討論の発言を許します。  
 (原案賛成の声あり)

議 長 これで討論を終了いたします。  
 これから採決を行います。  
 本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
 (異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。  
 したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 議案第 25 号、平成 25 年度更別村簡易水道事業特別会計予算の件につい  
 て討論を行います。  
 討論の発言を許します。  
 (原案賛成の声あり)

議 長 これで討論を終了いたします。  
 これから採決を行います。  
 本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
 (異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。  
 したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 議案第 26 号、平成 25 年度更別村公共下水道事業特別会計予算の件につ  
 いて討論を行います。  
 討論の発言を許します。  
 (原案賛成の声あり)

議 長 これで討論を終了いたします。  
 これから採決を行います。  
 本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
 (異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。  
 したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第 9、議案第 3 号、更別村暴力団の排除の推進に関する条例制定の件

を議題といたします。

議案第3号について、委員長に審査報告を求めます。

松橋総務厚生常任委員長

総務厚生常任委員長

第1回定例会において、総務厚生常任委員会に付託されました議案について、3月12日、村担当者の出席を求め委員会を開催し審査を行いました。

その結果について報告いたします。

議案第3号、更別村暴力団の排除の推進に関する条例制定の件は、暴力団の排除を推進し、村民の安全、地域経済の健全な発展及び青少年の健全育成に寄与するものであります。

慎重に審査した結果、当委員会は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で審査の報告といたします。

議 長  
議 長

これで、総務厚生常任委員長からの報告を終わります。

委員長報告が終わりましたので、これから質疑を行います。

議案第3号についての、委員長報告に対する質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議 長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

委員長報告は、可決であります。

これから議案第3号に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議 長

これで討論を終わります。

おはかりいたします。

議案第3号に対する委員長報告は、可決であります。

議案第3号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は可決されました。

議 長

日程第10、議案第4号、更別村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件を議題といたします。

議案第4号について、委員長に審査報告を求めます。

松橋総務厚生常任委員長

総務厚生常任委員長

第1回定例会において、総務厚生常任委員会に付託されました議案について、3月12日、村担当者の出席を求め委員会を開催し審査を行いました。

その結果について報告いたします。

議案第4号、更別村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件は、地域主権改革一括法に基づく介護保険法の改正により、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営に関する基準を村の条例で定めようとするものであります。

慎重に審査した結果、当委員会は、原案のとおり可決すべきものと決定

		<p>しました。</p> <p>以上で審査の報告といたします。</p>
議	長	<p>これで、総務厚生常任委員長からの報告を終わります。</p> <p>委員長報告が終わりましたので、これから質疑を行います。</p> <p>議案第4号についての、委員長報告に対する質疑の発言を許します。</p> <p>(ありませんの声あり)</p>
議	長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p> <p>これから討論に入ります。</p> <p>委員長報告は、可決であります。</p> <p>これから議案第4号に対する討論を行います。</p> <p>討論の発言を許します。</p> <p>(原案賛成の声あり)</p>
議	長	<p>これで討論を終わります。</p> <p>おはかりいたします。</p> <p>議案第4号に対する委員長報告は、可決であります。</p> <p>議案第4号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第4号は可決されました。</p>
議	長	<p>日程第11、議案第5号、更別村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例制定の件を議題といたします。</p> <p>議案第5号について、委員長に審査報告を求めます。</p> <p>松橋総務厚生常任委員長</p>
	総務厚生常任委員長	<p>第1回定例会において、総務厚生常任委員会に付託されました議案について、3月12日、村担当者の出席を求め委員会を開催し審査を行いました。</p> <p>その結果について報告いたします。</p> <p>議案第5号、更別村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例制定の件は、地域主権改革一括法に基づく介護保険法の改正により、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備、運営並びに効果的な支援などに関する基準を村の条例で定めようとするものであります。</p> <p>慎重に審査した結果、当委員会は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。</p> <p>以上で審査の報告といたします。</p>
議	長	<p>これで、総務厚生常任委員長からの報告を終わります。</p> <p>委員長報告が終わりましたので、これから質疑を行います。</p> <p>議案第5号についての、委員長報告に対する質疑の発言を許します。</p> <p>(ありませんの声あり)</p>

議	長	<p>質疑なしと認めます。          これで質疑を終わります。          これから討論に入ります。          委員長報告は、可決であります。          これから議案第5号に対する討論を行います。          討論の発言を許します。          (原案賛成の声あり)</p>
議	長	<p>これで討論を終わります。          おはかりいたします。          議案第5号に対する委員長報告は、可決であります。          議案第5号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。          (異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。          したがって、議案第5号は可決されました。</p>
議	長	<p>日程第12、議案第6号、更別村道路の構造の技術的基準等を定める条例          制定の件を議題といたします。          議案第6号について、委員長に審査報告を求めます。          久門産業文教常任委員長</p>
産業文教常任委員長		<p>第1回定例会において、産業文教常任委員会に付託されました議案につ          いて、3月12日、村担当者の出席を求め委員会を開催し審査を行いました。          その結果について報告いたします。          議案第6号、更別村道路の構造の技術的基準等を定める条例制定の件は、          地域主権改革一括法に基づく道路法の改正により、村道の構造基準、道路          標識の規格などを村の条例で定めようとするものであります。          慎重に審査した結果、当委員会は、原案のとおり可決すべきものと決定          しました。          以上で審査の報告といたします。</p>
議	長	<p>これで、総務厚生常任委員長からの報告を終わります。          委員長報告が終わりましたので、これから質疑を行います。          議案第6号についての、委員長報告に対する質疑の発言を許します。          (ありませんの声あり)</p>
議	長	<p>質疑なしと認めます。          これで質疑を終わります。          これから討論に入ります。          委員長報告は、可決であります。          これから議案第6号に対する討論を行います。          討論の発言を許します。          (原案賛成の声あり)</p>
議	長	<p>これで討論を終わります。          おはかりいたします。          議案第6号に対する委員長報告は、可決であります。          議案第6号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>

議 長 (異議なしの声あり)  
 異議なしと認めます。

議 長 したがって、議案第6号は可決されました。

議 長 日程第13、議案第7号、更別村高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例制定の件を議題といたします。

議案第7号について、委員長に審査報告を求めます。  
 久門産業文教常任委員長

産業文教常任委員長 第1回定例会において、産業文教常任委員会に付託されました議案について、3月12日、村担当者の出席を求め委員会を開催し審査を行いました。その結果について報告いたします。

議案第7号、更別村高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例制定の件は、地域主権改革一括法に基づくバリアフリー法の改正により、高齢者等の移動等の円滑化の促進に係る村道の構造基準などを村の条例で定めようとするものであります。

慎重に審査した結果、当委員会は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で審査の報告といたします。

議 長 これで、総務厚生常任委員長からの報告を終わります。

委員報告が終わりましたので、これから質疑を行います。

議案第7号についての、委員長報告に対する質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

委員長報告は、可決であります。

これから議案第7号に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議 長 これで討論を終わります。

おはかりいたします。

議案第7号に対する委員長報告は、可決であります。

議案第7号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は可決されました。

議 長 日程第14、議案第8号、更別村指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例制定の件を議題といたします。

議案第8号について、委員長に審査報告を求めます。  
 松橋総務厚生常任委員長

総務厚生常任委員長 第1回定例会において、総務厚生常任委員会に付託されました議案につ

いて、3月12日、村担当者の出席を求め委員会を開催し審査を行いました。  
その結果について報告いたします。

議案第8号、更別村指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例制定の件は、介護保険法の改正により、指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を村の条例で定めようとするものであります。

慎重に審査した結果、当委員会は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で審査の報告といたします。

議 長

これで、総務厚生常任委員長からの報告を終わります。

委員長報告が終わりましたので、これから質疑を行います。

議案第8号についての、委員長報告に対する質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議 長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

委員長報告は、可決であります。

これから議案第8号に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議 長

これで討論を終わります。

おはかりいたします。

議案第8号に対する委員長報告は、可決であります。

議案第8号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は可決されました。

議 長

日程第15、議案第9号、更別村新型インフルエンザ等対策本部条例制定の件を議題といたします。

議案第9号について、委員長に審査報告を求めます。

松橋総務厚生常任委員長

総務厚生常任委員長

第1回定例会において、総務厚生常任委員会に付託されました議案について、3月12日、村担当者の出席を求め委員会を開催し審査を行いました。  
その結果について報告いたします。

議案第9号、更別村新型インフルエンザ等対策本部条例制定の件は、新型インフルエンザ及び新感染症の対策のために明確な体制を構築する必要があることから、その必要事項を村の条例で定めようとするものであります。

慎重に審査した結果、当委員会は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で審査の報告といたします。

議 長

これで、総務厚生常任委員長からの報告を終わります。

委員長報告が終わりましたので、これから質疑を行います。  
議案第9号についての、委員長報告に対する質疑の発言を許します。  
(ありませんの声あり)

議長 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。  
これから討論に入ります。  
委員長報告は、可決であります。  
これから議案第9号に対する討論を行います。  
討論の発言を許します。  
(原案賛成の声あり)

議長 これで討論を終わります。  
おはかりいたします。  
議案第9号に対する委員長報告は、可決であります。  
議案第9号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第9号は可決されました。

議長 日程第16、発議第1号、更別村議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。  
3番 赤津さん

3番赤津議員 発議第1号、更別村議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件の提案理由を申し上げます。  
更別村議会委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものです。  
理由といたしまして、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い関連条文等の改正をするため、この条例を制定しようとするものです。  
要旨といたしまして、委員の選任等に関する事項が条例に委任されたことに伴い条文を定めるものでございます。  
次のページ、新旧対照表をご覧ください。  
改正後を中心に説明します。  
第1章、第5条(特別委員会の設置)において3項として、特別委員の在任について定めるものです。  
次に、第7条(委員の選任)では、1項として、議員は、少なくとも一の常任委員となること、2項として、各委員の選任は、議長の指名によること、3項として、各委員の任期満了による後任者の選任は、その任期満了前50日以内に行うことができること、4項として、議長は、常任委員の所属を変更することができること、5項として、前項により所属を変更した委員の任期は、第3条(常任委員の任期)第2項の例によることを定めるものです。  
次に、第12条(委員長、副委員長の辞任)では2項として、委員の辞任は、議長の許可を得なければならないことを定めるものです。  
附則といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行するもので

す。

以上、松橋議員の賛成を得て提出するものです。  
 よろしく願いいたします。

議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。  
 質疑の発言を許します。  
 (ありませんの声あり)

議長 質疑なしと認めます。  
 これで質疑を終わります。  
 これから本案に対する討論を行います。  
 討論の発言を許します。  
 (原案賛成の声あり)

議長 これで討論を終わります。  
 これから発議第1号、更別村議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。  
 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
 (異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。  
 したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 議長 日程第17、発議第2号、更別村議会会議規則の一部を改正する規則制定の件を議題といたします。  
 提案理由の説明を求めます。  
 5番 久門さん

5番久門議員 発議第2号、更別村議会会議規則の一部を改正する規則制定の件の提案理由を申し上げます。  
 更別村議会会議規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するものです。  
 理由といたしまして、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い関連条文等の改正をするため、この規則を制定しようとするものです。  
 要旨といたしまして、(1) 本会議における公聴会・参考人制度の導入を定める。(2) 地方自治法の条項番号の改正により条文を改正する、の2点でございます  
 次のページ、新旧対照表をご覧ください。  
 改正後を中心に説明します。  
 第2章、第17条(修正の動議)において、地方自治法の条項番号の改正により「法115条の2」が「法115条の3」となるものです。  
 次に、第7章、第73条(所管事務等の調査)の2項において、地方自治法の条項番号の改正により「法109条の2第4項」が「法109条第3項」となるものです。  
 次に、本会議においても委員会同様、「公聴会の開催」や「参考人の招致」ができることになったため、「公聴会」に関しては、第14章として第117条から第122条で、「参考人」に関しては第15章として第123条で、その定めを追加するものです。

以下、章番号および条番号が繰り下がりとなるものです。  
附則といたしまして、この規則は平成 25 年 4 月 1 日から施行するもので  
す。

- 議 長 以上、堂場議員の賛成を得て提出するものです。  
よろしく願いいたします。
- 議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。  
質疑の発言を許します。  
(ありませんの声あり)
- 議 長 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。  
これから本案に対する討論を行います。  
討論の発言を許します。  
(原案賛成の声あり)
- 議 長 これで討論を終わります。  
これから発議第 2 号、更別村議会会議規則の一部を改正する規則制定の  
件を採決いたします。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
- 議 長 日程第 18、閉会中の所管事務調査について、総務厚生常任委員会は、継  
続調査として、財産の取得と活用について、産業文教常任委員会は、幼稚  
園の状況について、議会運営委員会は、議会運営について、議長の諮問に  
関する事項について、議会広報の発行について、それぞれ閉会中の所管事  
務調査として調査したい旨、各委員長より申し出があります。  
おはかりいたします。  
各委員長から申し出のとおり、閉会中の調査に付することにご異議あり  
ませんか。  
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。  
したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の調査に付すること  
に決定しました。  
以上をもって、本定例会に付議された案件は、全部終了いたしました。  
したがって、会議規則第 7 条の規定により本日をもって閉会いたしたい  
と思います。  
これにご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。  
したがって本定例会は、本日をもって閉会することに決定しました。  
これにて平成 25 年第 1 回更別村議会定例会を閉会いたします。

(15 時 13 分)

上記会議の経過は、その内容と相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成25年3月18日

更別村議会議長 木 山 幸 則

同 議員 赤 津 寛一郎

同 議員 松 橋 昌 和

